

通所介護

八千代リハビリデイサービス彩 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する八千代リハビリデイサービス彩（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 八千代リハビリデイサービス彩
- ② 所在地 安城市篠目町4丁目4-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 3名以上
機能訓練指導員 2名以上
- ③ その他
管理栄養士1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、GW及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間
1 単位目 午前9時50分から午後3時00分までとする。
2 単位目 午前8時40分から午前11時50分までとする。
3 単位目 午後1時10分から午後4時20分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- 1 単位目 22名 2 単位目 15名 3 単位目 15名（通常規模）

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条

- 1 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割または3割の額

とする。

- ① 食事の提供
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ アクティビティ

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50 円徴収する。
- 3 食費は、800 円を徴収する。
- 4 飲食について、利用者の嗜好において個別に希望された場合、その費用は実費を徴収する。
- 5 おむつ代は、紙おむつ 150 円、尿パッド 50 円、リハビリパンツ 200 円を徴収する。
- 6 日常生活、健康管理上において個別に利用者が希望した物で必要となる費用は実費を徴収する。
- 7 アクティビティの参加利用に必要な経費のうち、利用者の自己選択に基づいて個別に使用した材料費等は、実費を徴収する。
- 8 利用キャンセルの連絡は利用当日の AM8 時までとする。規定時刻以降に特別な理由がない場合を除いて昼食代または飲料代を徴収する場合がある。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、事業所から 5 km以内の距離で

安城市(朝日町、安城町、今池町、東栄町、高木町、桜町、緑町、井杭山町、今本町、里町、浜屋町、宇頭茶屋町、橋目町、尾崎町、東別所町、西別所町、別郷町、北山崎町、大岡町、山崎町、新明町、東新町、法連町、浜富町、新田町、大東町、弁天町、池浦町、住吉町、篠目町、錦町、日の出町、福釜町、三河安城町、三河安城東町、三河安城本町、三河安城南町、南町、箕輪町、御幸本町、二本木町、二本木新町、美園町、城南町、大山町、百石町、小堤町、花ノ木町、末広町、明治本町、昭和町、相生町、横山町)
知立市(弘法町、八橋町、来迎寺町、内幸町、八ツ田町、牛田町、東栄、広見、新池、弘栄、谷田町、牛田、昭和、新林町、南陽、谷田町西、谷田町本林)
刈谷市(板倉町、東刈谷町、末広町、沖野町、南沖野町、野田町)
豊田市(駒場町、花園町、吉原町、中根町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条

- 1 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(高齢者虐待を防止するための事項)

第12条

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる

ものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(ハラスメントを防止するための事項)

第13条

1 事業所は適切な通所介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第14条

- 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。加えて、八千代病院にて開催される研修会への参加機会を設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後6カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和4年6月1日から施行する。
この規程は、令和5年6月1日から施行する。
この規程は、令和6年3月1日から施行する。
この規程は、令和6年7月31日から施行する。